第３３号議案

豊川市消防団条例の一部改正について

豊川市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２９年２月２３日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市消防団条例の一部を改正する条例

豊川市消防団条例（昭和６０年豊川市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第５条中「７５４人」を「７２６人」に改める。

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、消防団員の定員の適正化を図るため必要があるからである。